

県内市町不妊治療費助成事業等実施状況一覧（詳細）

R5（2023）. 4. 1 栃木県保健福祉部こども政策課

市町名	宇都宮市	足利市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市
助成対象	生殖補助医療・先進医療	保険適用外の生殖補助医療	保険診療と合わせて実施した先進医療	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用外の不妊検査・治療
所得制限	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
助成内容	1回の治療につき、初回は保険適用分を含む自己負担額の10割（※）に対し上限45万円を助成。2回目以降は保険適用分を除く自己負担額の7割に対し上限30万円を助成。（ただし、混合診療の場合は上限7万円） 通算回数6回まで。（これまでの助成履歴や保険適用回数上限に関わらず対象） （※）高額療養費や付加給付金等を差し引いた自己負担額	20万円を限度に生殖補助医療にかかる自己負担額の1/2を助成	5万円を限度に先進医療に係る自己負担額の1/2を助成	助成対象経費の1/2以内で、年間15万円を限度に年度1回、子ども1人につき5回まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間15万円を限度に年度1回、通算5回まで助成	助成対象経費の1/2以内で、1回15万円を限度に通算5回まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間15万円を限度に、年度1回助成（通算助成年数の制限はなし）	この制度を利用して出産した第1子のみを対象に、妊娠・出産のための検査・治療について、助成対象経費の1/2以内で、5年間で100万円を限度に、年度1回、通算5年度まで助成
助成条件	①治療開始日ごとに妻の年齢が43歳未満 ②治療開始日が令和4年4月1日以降で、治療終了日の翌月から翌年の治療終了日同月末までに申請 ③治療開始日及び助成申請時に夫婦のいずれかが市内に住所を有すること ④市税等の滞納がない者	①1年以上在住する夫婦 ②市税の滞納のない者 ③健康保険等への加入 ④治療期間の初日における妻の年齢が42歳以下	①1年以上在住する夫婦 ②市税の滞納のない者 ③健康保険等への加入 ④治療期間の初日における妻の年齢が42歳以下	①夫婦の一方が1年以上在住 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①夫婦または事実婚にある夫婦の一方が1年以上在住 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入
所管課名 (電話番号)	子ども支援課 (028-632-2296)	健康増進課 (0284-22-4513)	健康増進課 (0284-22-4513)	保険年金課 (0282-21-2137)	健康増進課 (0283-85-7317)	健康課 (0289-63-2819)	子ども家庭支援課 (0288-21-5101)	子育て家庭支援課 (0285-22-9634)

※本表における生殖補助医療は、体外受精、顕微授精及び生殖補助医療の一環として実施した男性不妊治療を指します。

市町名	真岡市	矢板市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	下野市
助成対象	保険適用外の人工授精・体外受精・顕微授精	保険適用の人工授精・生殖補助医療	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用、保険適用外の不妊検査・治療	特定不妊治療	保険適用の人工授精・生殖補助医療
所得制限	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
助成内容	助成対象経費の1/2以内で、年間15万円を限度に年度1回、通算5年度まで助成 特定不妊治療の申請が初めての 場合、初年度のみ上限30万円助成	助成対象経費の1/2以内で、10万円を限度に年度1回、通算5回まで助成 (保険適用分の自己負担を助成、男性不妊治療も含む)	助成対象経費の1/2以内で、15万円を上限に年度1回、通算5回まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に年度1回、通算5回まで助成	助成対象経費の1/2以内で、1回の申請につき15万円を限度に、年度2回、通算5年度まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に通算5年度まで助成  令和5年度治療分からは、保険適用の自己負担分1/2も助成	助成対象経費の1/2以内で、10万円を限度に助成  ※令和3年度以前に凍結した胚を用いて、令和4年度に保険適用外で胚移植を行った場合に限る	助成対象経費の全額を、10万円を限度に年度1回、通算5回まで助成(生殖補助医療は1回の出産につき通算5年度まで)
助成条件	①1年以上在住する夫婦 ②市税等の滞納のない者	①1年以上在住する夫婦 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入 ④治療開始時の妻の年齢が43歳未満(生殖補助医療のみ)	①1年以上在住する夫婦 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①夫婦の一方が1年以上在住 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①市内在住する夫婦(事実婚を含む) ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①夫婦の一方が1年以上在住 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入 ④治療開始時の妻の年齢が43歳未満	①夫婦の一方が1年以上在住 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入 ④治療開始時の妻の年齢が43歳未満(生殖補助医療のみ)
所管課名(電話番号)	こども家庭課(0285-83-8131)	子ども課(0287-44-3600)	子ども課(0287-44-3600)	子育て相談課(0287-38-1356)	健康増進課(028-682-2589)	こども課(0287-88-7116)	健康増進課(0285-32-8905)	健康増進課(0285-32-8905)

※本表における生殖補助医療は、体外受精、顕微授精及び生殖補助医療の一環として実施した男性不妊治療を指します。

市町名	下野市	上三川町	茂木町	茂木町	市貝町	芳賀町	壬生町	野木町
助成対象	保険適用外の不妊治療 (国の承認を受けた先進医療・保険適用の上限回数を超えて全額自己負担となった治療)	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用外の不妊検査・治療	男性不妊治療	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用、保険適用外の不妊検査・治療	生殖補助医療 (男性不妊治療除く)及び人工授精
所得制限	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
助成内容	助成対象経費の1/2以内で、15万円を限度に年度1回、通算5回まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間20万円を限度に通算5年度まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間15万円を限度に通算5年度まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間10万円を限度に通算5年度まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間15万円を限度に通算5年度まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間15万円を限度に通算5年度まで助成	助成対象経費の1/2以内で、ひとりのお子様につき年間10万円を限度に、通算3年度まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間15万円を限度に年度1回、通算5年度まで助成
助成条件	①夫婦の一方が1年以上在住 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①夫婦の一方が1年以上在住 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦(事実婚を含む) ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①夫婦の一方が1年以上在住 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入
所管課名 (電話番号)	健康増進課 (0285-32-8905)	子ども家庭課 (0285-56-9132)	保健福祉課 (0285-63-2555)	保健福祉課 (0285-63-2555)	町民くらし課 (0285-68-1133)	子育て支援課 (028-677-6040)	こども未来課 (0282-81-1864)	健康福祉課 (0280-57-4171)

※本表における生殖補助医療は、体外受精、顕微授精及び生殖補助医療の一環として実施した男性不妊治療を指します。

市 町 名	塩 谷 町	塩 谷 町	高 根 沢 町	那 須 町	那 珂 川 町
助 成 対 象	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用の不妊検査・治療	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用外の不妊検査・治療	保険適用外の不妊検査・治療
所 得 制 限	なし	なし	なし	なし	なし
助 成 内 容	助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に、保険適用分を含めて年度1回、通算5回まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間15万円を限度に、保険適用外分を含めて年度1回、通算5回まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に年度1回、通算5年度まで助成（ただし、妻の不妊治療開始時の年齢が36歳未満の夫婦については通算10か年度分助成）	助成対象経費の1/2以内で、年間20万円を限度に年度1回、通算5回まで助成	助成対象経費の1/2以内で、1回の治療につき20万円（男性不妊を含む）を限度に、年度2回、通算5年度まで助成
助 成 条 件	①夫婦の一方が1年以上在住 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①夫婦の一方が1年以上在住 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①申請時に夫婦の一方又は双方の住民登録が高根沢町にあること ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入 ④法律上の婚姻関係にある、又は事実婚関係にあること	①1年以上在住する夫婦 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入
所 管 課 名 (電 話 番 号)	健康生活課 (0287-45-1119)	健康生活課 (0287-45-1119)	こどもみらい課 (028-675-6466)	こども未来課 (0287-71-1137)	子育て支援課 (0287-92-1115)

※本表における生殖補助医療は、体外受精、顕微授精及び生殖補助医療の一環として実施した男性不妊治療を指します。

県内市町不育症治療費助成事業等実施状況一覧（詳細）

R 5（2023）. 4. 1 栃木県保健福祉部こども政策課

市 町 名	宇 都 宮 市	足 利 市	栃 木 市	佐 野 市	日 光 市	小 山 市	大 田 原 市
助 成 対 象	国が対象とする保険適用外の不育症検査	保険適用外の不育症検査・治療	保険適用外の不育症検査・治療	保険適用外の不育症検査・治療	保険適用外の不育症検査・治療	保険適用外の不育症検査・治療	保険適用外の不育症検査・治療
所 得 制 限	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
助 成 内 容	1回の検査に係る費用の7割に相当する額（千円未満の端数が生じた場合には、切り捨て）で、上限6万円	1回の治療につき年間30万円を限度に年度1回、通算5回まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に助成（通算助成年数の制限なし）	助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に年度1回、通算5回まで助成	年間30万円を限度に、年度1回助成（通算助成年数の制限はなし）	第1子対象の不育症治療について助成対象経費の1/2以内で、1つの治療期間につき30万円を限度に通算5回まで助成（通算助成年数の制限はなし）	助成対象経費の1/2以内で、1回の治療につき30万円を限度に助成（通算助成回数、通算助成年数の制限なし）
助 成 条 件	①助成申請時に市内に住所を有すること ②既往流産回数が2回以上の者	①夫婦の一方が1年以上在住 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①夫婦の一方が1年以上在住 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①1年以上在住する夫婦 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①申請日及び助成対象期間において在住する夫婦 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①治療時、申請者が在住していること ②市税等の滞納のない者
所 管 課 名 (電 話 番 号)	子ども支援課 (028-632-2296)	健康増進課 (0284-22-4513)	保険年金課 (0282-21-2137)	健康増進課 (0283-85-7317)	子ども家庭支援課 (0288-21-5101)	子育て家庭支援課 (0285-22-9634)	子ども幸福課 (0287-23-8634)

市 町 名	那須塩原市	那須烏山市	下 野 市	茂 木 町	壬 生 町
助 成 対 象	保険適用外の不育症検査・治療	保険適用・適用外の不育症検査・治療	保険適用外の不育症検査・治療	保険適用外の不育症検査・治療	保険適用外の不育症検査・治療
所 得 制 限	な し	な し	な し	な し	な し
助 成 内 容	助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に年度1回、通算5回まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に助成（通算助成年数の制限なし）  令和5年度治療分からは、保険適用の自己負担分1/2も助成	助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に、年度1回助成（通算助成年数の制限はなし） なお、厚生労働省不育症研究班に属する又はこれと同等な医療機関の検査・治療であること	助成対象経費の1/2以内で、年間20万円を限度に助成（通算助成年数の制限はなし）	助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に助成（通算助成年数の制限はなし）
助 成 条 件	① 夫婦の一方が1年以上在住 ② 市税等の滞納のない者 ③ 健康保険等への加入 ④ 不育症治療期間の妻の年齢が当該年度において43歳以下	① 1年以上在住する夫婦 ② 市税等の滞納のない者 ③ 健康保険等への加入	① 夫婦の一方が1年以上在住 ② 市税等の滞納のない者 ③ 健康保険等への加入	① 夫婦の一方が1年以上在住 ② 町税等の滞納のない者 ③ 健康保険等への加入	① 夫婦の一方が1年以上在住 ② 町税等の滞納のない者 ③ 健康保険等への加入
所 管 課 名 (電 話 番 号)	子育て相談課 (0287-38-1356)	こども課 (0287-88-7116)	健康増進課 (0285-32-8905)	保健福祉課 (0285-63-2555)	こども未来課 (0282-81-1864)